

令和6年10月23日

公 告

陸上自衛隊
航空学校宇都宮校
分校長 古 賀 幹 徳
(公 印 省 略)

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業務を下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内における自動販売機の設置及び経営業務

2 設置場所及び台数

(1) 設置場所

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内

(〒321-0160 栃木県宇都宮市上横田町1360)

(2) 設置台数

飲料自動販売機(缶・ペットボトル) 3台

3 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

4 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

5 公募期間

令和6年10月28日（月）～ 令和6年11月11日（月）

6 募集要領等の配布

(1) 期 間

令和6年10月28日（月）～ 令和6年11月11日（月）

土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

(2) 場 所

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地総務課厚生班

(3) その他

郵送を希望する者は、返送先を記した返信用封筒（210円切手を貼付した角形2号）を送付すること。

7 公募参加の意思表示

(1) 日 時

令和6年11月15日（金）1500まで

(2) 連絡先

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地総務課厚生班

028-658-2151（内線250～252）

※ 上記期日までに連絡のない業者は公募に参加できないものとする。

8 問い合わせ先

公募内容に関する不明点は下記にお問い合わせください。

陸上自衛隊航空学校宇都宮校総務課厚生班長 担当：福島

（住 所）栃木県宇都宮市上横田町1360

（電 話）028-658-2151（内線250、251）

（FAX）028-658-2151（交換切替514）

仕 様 書

(北宇都宮駐屯地における自動販売機の設置及び経営)

北宇都宮駐屯地

1 業務件名

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

自動販売機の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

ばならない。

(2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代行者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などをしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

また、業務の一部を委託する場合は、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長の許可を得ること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書的全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機及び後記の空容器回収箱（以下、「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

(1) 丙は申請書（別紙様式第1）に年額の1平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。

＊駐屯地内のどの設置場所でも、屋内外別で国有財産使用料は同額とする。

(2) 税抜き価格と現在の税率（消費税10%）に分け記載すること。

(3) 丙が提案した国有財産使用料が今年度の乙が算定した国有財産使用料を下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。

(4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料（本年2月頃決定）を下回っていた場合、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。

(5) 国有財産使用許可を更新する場合は、原則として丙の提案した使用料を支払うこと。ただし、提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回った場

合は、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。詳細については、更新前に乙から連絡する。

(6) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、遅延金が発生するものとする。

(7) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

7 電気料金

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する電気料金を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合には、遅延金が発生するものとする。

8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

9 使用許可期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り、5年以内範囲で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

＊設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及

び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙の従事者は、日本国籍を有するものとし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲等の指示に従い解除することができる。

この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

17 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設の立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設

へは、立ち入らないこと。

- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、東日本大震災以降の電力不足を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。
- (7) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (8) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (9) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合には、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (10) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (11) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。
- (12) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料・食品等に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (13) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (14) 丙は、営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。
- (15) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (16) 丙は、原則毎週３回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
また、自動販売機のつり銭についても販売商品点検時に確認し、つり銭切れを発生させないこととする。
- (17) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、設置する自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置し、原則毎週３回以上空容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。
また、夏季及び販売数量が多い個所については、ゴミ箱から空容器が溢れることがないように適宜回数を増やすこと
- (18) 販売商品と空容器等廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (19) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月１０日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年５月末日までに担当職員に提出すること。
- (20) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を認められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (21) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (22) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (23) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回

以降、業務に従事できない場合がある。

(24) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日 法律第 42 号）に基づき本業務に関する行政文書の情報開示請求が行われた場合は、第 5 条第 2 号に該当する情報を除き開示するものとする。

募 集 要 領

(北宇都宮駐屯地における自動販売機の設置及び経営)

北宇都宮駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
また、業務の一部を委託する場合は、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長の許可を得ること。
- (10) 仕様書的全記載事項を遵守できること。

3 設置施設の名称及び所在地

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（所在地：栃木県宇都宮市上横田町1360）

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 販売禁止品目
アルコール飲料及びノンアルコール（アルコール度数0.00%）飲料は販売禁止とする。
- (3) 設置機種及び台数
飲料自動販売機（缶、ペットボトル） 3台
- (4) 設置業者数
1業者
- (5) 価 格
駐屯地内の商品について同一商品は同一価格とする。
- (6) その他

細部は仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書 (別紙様式第1) 1部

(イ) 企画提案書(別紙様式第2) 正1部 写し20部

写しについては、業者(社)名等の特定が出来るもの(社名、ロゴマーク等)を表示しないようにすること。(黒塗り等)

なお、以下の事項については、必ず記載又は資料を添付するものとし、左上をホッチキス止めとし、簡単な装丁とする。

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 商品の供給体制

c 電子マネーの対応(種類)及び災害発生時の対応(機能)

d ゴミ(空容器)等廃棄物の処分方法

e 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力(別紙様式第4)

f メンテナンス及びアフターサービスについて

g 営業所の営業時間及び営業所から北宇都宮駐屯地までの所要時間

h 宇都宮市内での自販機設置台数

i 過去3年間の法令遵守状況

j 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

k 省エネルギー・環境対策に係る提案

l 衛生管理方法

m クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

n 駐屯地における営業方針(隊員が利用する際の利点)

o 会社概要

p その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

業者パンフレット、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品等の内容がわかるような資料等

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第5)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))

*発行後3ヶ月以内のもの

c 営業経歴書(会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可)

d 財務諸表(個人:直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書)、確定申告書

法人:直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算

書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(個人：その3の2、法人：その3の3)

*発行後3ヶ月以内のもの

f 会社概要(様式は問いません。上記営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。)

g 印鑑証明書

*発行後3ヶ月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ)

i 誓約書(別紙様式第6)

j 役員名簿(別紙様式第7)

注：防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校総務課 厚生班長

栃木県宇都宮市上横田町1360

028-658-2151 (内線250)

ウ 提出期限

令和6年11月22日(木)1600までとする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、決定業者に辞退、失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

注：公募終了後に自動販売機を追加で設置する場合、次点の業者(評価点の高い業者)による設置又は追加の公募による設置を基準とする。

8 自動販売機の割当て

(1) 自動販売機の設置台数は、決定した業者の評価点数に応じて割り当てる。

(2) 駐屯地内の設置場所については、北宇都宮駐屯地計画により決定する。

なお、業者の選定結果及び設置場所については、異議の申し立てはできないものとする。

9 決定業者発表

(1) 日 時

令和6年12月5日（木）10時以降

(2) 場 所

決定業者へは電話連絡をするとともに、審査結果を航空学校宇都宮校総務課厚生班事務室前掲示板（本部庁舎2F）に掲示する。

10 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経営の業者として決定された者は、次のとおり、提出すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書 （別途配布）

イ 設置する自動販売機の機種等（別紙様式第4）

(2) 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校総務課厚生班

(3) 提出期限

令和6年12月12日（木）1600まで

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮校分校長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う機種）

「飲料自動販売機」

（国有財産使用料）

【屋内】年額 円／ m^2 （税抜き） 年額 円／ m^2 （税込み）

【屋外】年額 円／ m^2

（設置後支払う 1 平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入する。）

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること

企画提案書

会社名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 3）
b	商品の供給体制
c	電子マネーの対応（種類）及び災害発生時の対応（機能）
d	ゴミ（空容器）等廃棄物の処分方法
e	設置する自動販売機の機種、サイズ及び 1 台あたりの年間消費電力（別紙様式第 4）
f	メンテナンス及びアフターサービスについて

g	営業所の営業時間及び営業所から北宇都宮駐屯地までの所要時間
h	宇都宮市内での自動販売機の設置台数
i	過去3年間の法令遵守状況
j	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
k	省エネルギー・環境対策に係る提案

l	衛生管理方法
m	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
n	駐屯地における営業方針（隊員が利用する際の利点）
o	会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 自動販売機設置台数（全国） (6) 売上高
p	その他のアピールポイント

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業務」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注 1）、政治活動標ぼうゴロ（注 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注１：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注２：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

